**平成２４年（フ）第２９号**
岐阜県安八郡神戸町大字瀬古1154番地の56
債務者　加藤　國広
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２４年（フ）第６３７号**
愛知県春日井市出川町２丁目13番地16　鷺田グリーンハイツⅠ　202号
債務者　塩田　英久
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８１７号**
北海道千歳市信濃３丁目15番15号
債務者　三上　富明
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１３３号**
神奈川県座間市緑ヶ丘２丁目28番17号　グリーンハイツ一の宮101号
債務者　神戸　康行
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安富　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第６９０号**
横浜市旭区中白根４丁目１番５―203号
債務者　三本木　功
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野千彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１０７号**
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1808番地１　ペルソネ壱番館102号
債務者　平野　義弘
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第８２号**
愛知県一宮市丹陽町外崎字郷17番地　メゾン・ド・クレール202号
債務者　井手　金年
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　伸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第１７６号**
埼玉県桶川市東１丁目９番21号　メゾン・デ・シマ203号
債務者　鈴木　　稔
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９０号**
さいたま市岩槻区本町１丁目17番17―105号
債務者　畔上　　篤
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２２号**
埼玉県川口市大字木曽呂442番地の１　ウェルハウス木曽呂207号、旧住所埼玉県川口市大字東本郷1503番地の72
債務者　田中　昭作
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２３号**
さいたま市南区辻１丁目20番７号　赤城コーポ101
債務者　友利レベッカこと　トモリ　レベッカ　レイエス
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２５号**
埼玉県上尾市仲町２丁目６番12号　フラワーマンション503、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺1974番地１　ディアエステート東大宮103
債務者　神戸富美雄
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２７０号**
埼玉県川口市朝日６丁目４番20―206号　サンキョウ第３コーポ
債務者　平良　　智
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３４４号**
埼玉県川口市芝４丁目28番13号　第４堀代マンション101号
債務者　五十嵐史恵
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２６号**
さいたま市緑区東浦和２丁目73番地１　６棟303号、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目71番地１　206
債務者　越膳　博幸
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２７号**
さいたま市緑区東浦和２丁目73番地１　６棟303号、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目71番地１　206
債務者　越膳　葉子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係